

別表 事業種目、事業実施主体、事業内容、補助率及び対象経費

事業種目	区分	事業実施主体	事業内容	補助率	助成対象経費
1 生産者直接販売支援事業	生産者直接販売支援事業	農業生産組織 ¹⁾ 農地所有適格法人 ²⁾	生産者自らによる商業施設等での販売会等の開催に対する助成	1 / 2 以内 ただし、助成の限度額は各事業実施主体につき 250 千円とする。	施設利用料金、広告宣伝費、売り場装飾用消耗品費等
2 EC活用販売支援事業	(1) EC モール登録支援事業	一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会	生産者自らが EC を活用した販売を開始する取組に対する助成	定額 ただし、事業実施主体が行う EC 活用を開始した生産者に対する出店初期費用の助成の補助率は 1 / 2 以内とし、限度額は各経営体につき 5,000 円以内とする。	EC モール(公益社団法人栃木県観光物産協会「とちぎもの」等)出店初期費用
			EC モール登録支援事業を実施するために直接必要な事務に対する助成		通信・運搬費、振込手数料
	(2) EC 活用販売宣伝支援事業		生産者自らによる EC 活用販売の取組を宣伝する取組に対する助成	1 / 2 以内	広告宣伝費等

※1 「農業生産組織」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規程を有する同一世帯でない3名以上の者で構成する組織をいう。

※2 「農地所有適格法人」とは、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であって、かつ、同一世帯でない3名以上の者で構成する法人をいう。